

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部中国まちづくり支援事務所の「令和2年度米子市中心市街地におけるまちづくり事業方策等検討業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※ 本業務においては、資料の提出、入札等を紙により行い、電子入札システムは使用しない。

※ 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 掲示日 令和2年7月31日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部中国まちづくり支援事務所 所長 楠本 博

広島県広島市東区若草町12番1号アクティブインターシティ広島ワイルド棟9階

3 業務概要

(1) 業務名 令和2年度米子市中心市街地におけるまちづくり事業方策等検討業務

(2) 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりである。

① 前提条件と課題整理

② まちづくり等取組事例調査

③ 地元関係者へのヒアリング

④ まちづくり構想の検討

⑤ まちづくり事業方策の検討

⑥ 関係者との協議資料作成支援（1回/月を想定）

(3) 業務の詳細な説明 別添1仕様書による。

(4) 履行期間 令和2年9月下旬（契約締結日の翌日）から
令和3年3月5日（金）まで（予定）

(5) 履行場所 原則として受注者の事務所

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

- (2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (4) 当機構関西地区における令和元・2年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 平成22年度以降（平成22年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、下記に示す「同種又は類似業務」の実績を1件以上（受託、下請による業務の実績を含む。）有すること。
- ・同種業務：国、地方公共団体又は独立行政法人（前身の特殊法人を含む）における、まちづくり構想、計画策定等に係る計画コンサルティング業務（※1）
 - ・類似業務：国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は市街地開発事業の施行者（都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む。））における都市再生事業等（※2）に係る計画コンサルティング業務
- ※1 中心市街地又は駅周辺の活性化や賑わいの創出に視点をおいたものとする。
- ※2 「都市再生事業等」とは、市街地開発事業（都市計画法第12条第1項に掲げる事業）その他市街地の整備改善を行う事業をいう。
- (6) 次に掲げる基準を全て満たす現場代理人を本件業務に配置できること。
- ① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。
- ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ・土地区画整理士の資格を有し、土地区画整理法による登録を行っている者
 - ・再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者
 - ・(5)の同種・類似業務について、技術的実務経験を25年以上有する者
- ② 平成22年度以降（平成22年4月1日から申請書提出期限まで）に、受注し完了した調査業務で、(5)に示す「同種又は類似業務」において1件以上の実績（受託、下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有する者であること。

- ③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と直接的な恒常的雇用関係があること。なお、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取扱う。

5 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
- ② 価格評価点の算出は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。
価格評価点 = 価格点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。
技術評価点 = 60 × 技術点 / 技術点の満点
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとする。
- ・ 企業の経験及び能力
 - ・ 配置予定の現場代理人の経験及び能力
 - ・ 実施方針
 - ・ 評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と上記(1)③の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、別紙1の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

(4) 積算基準

本業務に係る積算基準については、別添2のとおりとする。

6 担当部署

(1) 公募条件ほか(2)以外について

〒732-0053 広島県広島市東区若草町12-1アクティブインターシティ広島9階
独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所まちづくり支援課
電話 082-568-8951（担当：久保西）

(2) 入札手続及び一般競争参加資格について

〒732-0053 広島県広島市東区若草町12-1アクティブインターシティ広島9階
独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部
中国まちづくり支援事務所業務企画課
電話 082-568-8951（担当：植田）

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 一般競争参加資格の申請

4(4)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)から(3)まで及び(5)から(6)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

については、4(4)の認定を受けていない者は、下記②と別に、以下のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及び添付書類を提出して、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→建設コンサルタント等→「随時受付」の項を参照）。

イ 提出期間：令和2年7月31日（金）から令和2年8月20日（木）（申請書及び資料の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9023

ハ 提出方法：提出場所へ持参し、又は一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に「『令和2年度米子市中心市街地におけるまちづくり事業方策

等検討業務』申請希望（開札日：令和2年9月16日）」と朱書きすること。）。

② 申請書及び資料の提出

イ 提出期間：令和2年8月3日（月）から令和2年8月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

ロ 提出場所：6(1)に同じ。

ハ 提出方法：申請書及び資料の提出は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1～7により作成すること。

(3) 資料は、別紙2に従い作成すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年8月31日（月）に通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期間以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

8 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和2年9月7日（月）午後5時

② 提出場所：6(1)に同じ。

③ 提出方法：書面は、一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 発注者は、説明を求められたときは、令和2年9月10日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9 入札説明書等に対する質問

(1) 設計図書（仕様書、図面及び現場説明書等をいう。）及びこの入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）によ

り提出すること。

① 提出期間：令和2年8月3日（月）から令和2年9月2日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 提出場所：6(1)に同じ。

③ 提出方法：一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問がある場合には、回答書を、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：令和2年9月7日（月）から令和2年9月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 場所：6(1)に同じ。

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限：令和2年9月14日（月）午後5時

② 提出場所：6(2)に同じ。

③ 提出方法：一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 開札の日時及び場所

① 日時：令和2年9月16日（水）

※ 開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

② 場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社都市再生業務部中国まちづくり支援事務所 8階会議室

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札方法等

(1) 入札書は、入札書の提出期限までに一般書留郵便により郵送（提出期限までに必着）すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入のうえ、押印（入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要（代理人の場合は委任状）である。）したものを中封筒に入れ、封をして割印し、業務名、開札入札日時及び入札者名を明記すること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒（及び年間委任状又は委任状）を入れ、封をして割印すること。

- (2) 入札参加者は、作成した入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）について、入札案件ごとに封をすること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

14 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。なお、入札参加者が第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

15 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格があると確認された者であっても、開札の時において指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時において4に掲げる要件のないものは、競争参加資格のない者に該当す

る。

16 落札者の決定方法 上記5(2)による。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否等

標準契約書(業務請負契約書)(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

完成払

20 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

21 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して72日以内

22 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者等を本件業務に配置すること。
- (4) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (5) 落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)を契約書と同日付で締結するものとする。
- (6) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)を契約書と同日付で締結するものとする。
- (7) 本件業務は、業務成績評定対象業務である。落札者には、業務完了後業

務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発生時に
価格以外の評定項目として使用することがある。

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、
固くお断り申し上げます。

別紙 1

技術点を算出するための基準

競争参加資格確認資料の内容については、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

項 目 価	評価の着目点		評価の ウエイト
	判断基準		
申請者 (企業) の業務実績等	業務実績	(別記様式 2) 平成 22 年度以降に完了した業務を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が 2 件以上ある。 ② 同種業務の実績が 1 件又は類似業務の実績が 2 件以上ある。 ③ 類似業務の実績がある。 なお、同種又は類似業務のいずれの実績も無い場合は欠格とする。	① 10 ② 5 ③ 0
	企業独自の取組	(別記様式 3 - 1) 又は (別記様式 3 - 2) 次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等) ※ 1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) ※ 2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※ 3 ① 上記認定のいずれかの認定を受けている。 ② 上記認定のいずれの認定も受けていない。	① 2 ② 0
現場及び 代理人の 能力	業務実績	(別記様式 4、別記様式 5) 平成 22 年度以降に完了した業務を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が 2 件以上ある。 ② 同種業務の実績が 1 件又は類似業務の実績が 2 件以上ある。 ③ 類似業務の実績がある。 なお、同種又は類似業務のいずれの実績も無い場合は欠格とする。	① 10 ② 5 ③ 0
	地域精通度	(別記様式 5) 平成 22 年度以降の業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 米子市内における同種又は類似業務の実績が 1 件以上ある。 ② 鳥取県内又は松江市における同種又は類似業務の実績が 1 件以上ある。 ③ 上記に該当しない場合	① 5 ② 3 ③ 0
実施方針	業務理解度	(別記様式 6 - 1) 業務の目的、内容、対象地区の特性等の理解度が高く、業務実施に係る重要事項、留意事項等が的確に把握されている場合に優位に評価する。	最大 8

	体制 実施	(別記様式6-1)及び(別記様式6-2) 配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行する うえでの確な体制が確保されている場合に優位に評価する。	最大 5
評価 テーマ 技術 提案 に関する	専門 本 業務 力 に お け る て	(別記様式7) 技術提案について、的確性(業務対象地区の与条件、特性等を捉 えているか等)、実現性(理論的に裏付けられ、説得力があるか 等)、実現手法等を考慮して総合的に評価する。 評価テーマ： ・仕様書4.(4)(5)に取り組むにあたっての留意すべき視 点、具体的な方法、進め方についての提案	最大 20
技術点 合計			60

- ※1 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る。)をいう。
- ※2 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 2

競争参加資格確認資料の作成方法

競争参加資格確認資料は、次に従い、別記様式 1～7 により作成すること。

なお、下記②及び③の実績については、平成22年度以降に受注し完了したものに限り記載すること。

① 登録状況

当機構関西地区における令和元・2年度建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていることが確認できる資料を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札時までには認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認する。

② 企業の業務実績等

同種又は類似業務の実績について別記様式 2 に記載すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を別記様式 3-1 又は別記様式 3-2 に記載すること。

③ 予定現場代理人の経験及び能力

予定現場代理人の資格、経験、業務実績について、別記様式 4、5 に記載すること。

④ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、別記様式 6-1 に記載すること。

実施体制に係る技術者の資格、経験等について別記様式 6-2 に記載すること。

⑤ 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する技術提案について、別記様式 7 に記載すること。記載にあたっては、申請書の注意書きに十分留意すること。

⑥ 各申請様式に係る証明書類（契約書、認定書等）の写し

上記②及び③の各申請について、証明書類の写しを提出すること。提出書類については、申請書の注意書き等を参照し、疑義がある場合は事前に問い合わせること。

なお、契約書（仕様書を含む）の写しについては、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

⑦ その他の疎明資料

各様式の注意書きのほか、本紙を含むその他入札説明書において、記載された内容の確認のため提出を求めているものがある場合は、当該疎明資料を提出すること。

別記様式 1

(用紙 A 4)

<p>競争参加資格確認申請書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>独立行政法人都市再生機構西日本支社 都市再生業務部中国まちづくり支援事務所 所長 楠本 博 殿</p> <p>住 所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p>令和 2 年 7 月 31 日付けで掲示のありました「令和 2 年度米子市中心市街地におけるまちづくり事業方策等検討業務」に係る競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。</p> <p>なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。</p>
--

注) 申請書及び資料として別記様式 1 から別記様式 7 まで及び別途指定する疎明資料等を提出してください。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

(別記様式 2)

・ 企業の平成 22 年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注 1：業務分類には、入札説明書 4 (5) に記述のある「同種業務」又は「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2：記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が同種業務又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

(別記様式 3 - 1)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式2-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（新基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

(別記様式 3 - 2)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
〔ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要
領〕第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認
定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間
等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間
等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間
等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・
届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（新基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

(別記様式 4)

・ 予定現場代理人の経歴等

① 氏名			
② 所属・役職		(入社年月: 年 月)	
③ - 1 保有資格 (該当する□にチェックマークを記入すること)			
□ 一級建築士 (登録番号:)		取得年月日:)	
□ 技術士 (建設部門 (都市及び地域計画))		(登録番号:)	
□ R C C M (都市計画及び地方計画部門)		(登録番号:)	
□ 土地区画整理士 (登録番号:)		取得年月日:)	
□ 再開発プランナー (登録番号:)		取得年月日:)	
③ - 2 □ 技術的実務経験 25 年以上			
④ 同種又は類似業務経歴 (平成 22 年度以降、最大 2 件)			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間

注 1: 業務分類には、入札説明書 4 (5) に記述のある「同種業務」又は「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2: 保有資格の場合は認定書等、実務経験の場合は経歴書等証明書類を添付すること。

注 3: 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と直接的、恒常的な雇用関係があることを確認できる資料を添付すること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係があ

ることをいう。

(別記様式5)

- ・ 予定現場代理人の平成 22 年度以降に受注し完了した同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注 1：業務分類には、入札説明書 4 (5) に記述のある「同種業務」又は「類似業務」のいずれかを記載する。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3：〇〇技術者には、「管理」又は「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務等に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種業務又は類似業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

注 5：上記に記載した契約内容・履行場所等で地域精通度を評価する。

(別記様式 6 - 1)

・実施方針

業務の実施方針（業務理解度）
実施体制図

注 1：実施体制図には、予定現場代理人及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは 10 ポイント以上（ただし、図表内の文字はその限りではない。）とし、10 ポイント未満と判断する部分は評価対象としない（加点しない）。

注 2：記載にあたっては、A 4 判 1 枚に記載すること。なお、2 枚以上で提出した場合は、2 枚目以降は評価しない（加点しない）ものとする。

(別記様式 6 - 2)

・ 予定担当技術者の資格、業務経験等

No	保有資格	業務経験等

注 1: 別記様式 6 - 1 に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

(別記様式7)

・評価テーマに関する技術提案

仕様書4.(4)(5)に取り組むにあたっての留意すべき視点、具体的な方法、進め方についての提案

--

注1：文字サイズは10ポイント以上(ただし、図表内の文字はその限りではない。)とし、10ポイント未満と判断する部分は評価対象としない(加点しない)。

注2：提出はA4判2枚までとする。なお、3枚以上で提出した場合、3枚目以降は評価対象としない(加点しない)。